

競争的対話を踏まえた補足事項

「広島市中央卸売市場新中央市場整備事業」について、令和5年3月31日に実施した競争的対話を踏まえて、公表すべきと判断した事項について、以下のとおり補足します。

No	項目	内容
1	耐震性能	要求水準書 第3章 1 共通事項 (1) 適用分類表に示す、構造体の耐震性能に関する施設の適用水準「Ⅱ」について、以下を補足します。 ① 建築基準法第85条6項の許可を受けた仮設建築物については、「Ⅲ」でも可とします。 ② 駐輪場及び駐車場については、原則「Ⅱ」としますが、提案内容の仕様、規模によっては、「Ⅲ」での提案を妨げるものではありません。
2	既存杭の取り扱い	要求水準書 第3章 1 共通事項 (6) イ(ウ)に示す既存杭の取り扱いについて、以下を補足します。 ① 余剰地活用事業用地についても、事業者が整備する施設と干渉しない範囲の既存杭の残置を提案することは可としますが、残置についての行政協議は事業者自らが行うこととします。なお、残置が認められない場合は、事業者の負担において杭撤去を実施するものとします。 ② ①において残置した、既存の市場施設の杭については、残置の状況を図面化した上で、定期借地権設定契約の満了時にもそのまま残置することを可とします。 ③ 余剰地活用事業用地において、事業者が整備した施設の杭は、定期借地権設定契約の満了時に事業者の負担において杭撤去を実施することとします。ただし、定期借地権設定契約の満了時に、受注者・発注者の協議に基づき、杭撤去に相当する費用などを相殺の上、残置する等の協議を行うことは可とします。 ④ 水産部門において、場内関係事業者が整備する物流センター、冷蔵・冷凍庫棟の敷地については、既存の市場施設の杭を残置することを可とします。
3	空気調和設備	要求水準書 第3章 5 機械設備に関する要求水準 (2) ア(イ)に記載する内容について、以下を補足します。 居室と判断されるかについては、行政協議によります。なお、温度管理の整備区分は、要求水準書 第3章 2 建築計画に関する要求水準 (8)～(10)に示す「温度管理の整備区分」を参照してください。
4	液状化対策	液状化対策については、提供しているボーリング調査資料からは必要程度が判断できないため、事業者選定後に受注者が実施する地盤調査に基づき、合理的な対策費用を市が負担します。なお、当該敷地は、広島県が公表する「震度分布図・液状化危険度分布図」においても液状化の恐れが示されていることから、本応募段階においても、それを踏まえた構造計画の提案を期待します。
5	各種調査費用と対策費用	令和5年3月15日付回答No. 35, 36, 37, 38, 39, 115, 120に関連して、以下を補足します。 地中埋設物、土壌汚染、アスベスト、PCB等の対策費用(処理費用)については、別紙6 リスク分担表No. 36に従い、「事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもの」は市が負担します。ただし、これらの調査費用については、別紙4 工事区分表において、事業者が負担するものとしています。
6	解体工事着手前の残置物の取り扱い	既存建物解体前に場内関係事業者の備品等が残置されていた場合には、場内関係事業者による撤去を市から求めるものとします。なお、解体工事着手前には、残置物の有無を事業者が現地確認の上、市に報告することとします。
7	提案図面の縮尺	令和5年3月15日付回答No. 13の内容について、以下を補足します。 計画図面の縮尺は、配置図・平面図は1/2,000、その他の図面は1/2,000以上の任意の縮尺とします。なお、平面図については、1/2,000の図面を必須とした上で、読みやすさを勘案して任意の縮尺の図面の添付を可とします。また、立面図・断面図は、全棟について作成を求めるものではなく、主要機能を中心に計画内容を把握できる範囲での図面提出を可とします。
8	プレゼンテーション用提案概要書の提出	第1回・第2回プレゼンテーションに場内関係事業者が出席するため、技術提案書、改善された技術提案書とともに、プレゼンテーション用提案概要書を提出することとします。A3判2枚を上限とし、様式27と兼用することも可とします。 プレゼンテーションに出席する場内関係事業者には、本プレゼンテーション用提案概要書とともに、参考資料として提出された配置図・平面図を提示予定であり、場内関係事業者にも分かりやすい表現としてください。 なお、令和5年3月15日付回答No. 16のとおり、プレゼンテーション出席者には、情報管理の徹底を求めます。